

医療機関(調剤薬局)の皆様へ 医療機関(調剤薬局)の皆様へ

～ 公務災害にかかる療養補償費の請求 ～

算定基準は？

基本的に、労災診療費算定基準に準拠しています。(健康保険点数表でも可)

(ただし、労災で支払われる「請求書取扱料(診療報酬明細書料)2,000円」については、支払い不可。)

各病院で規定されている診断書の文書料。

ただし、法で消費税は免除されており、支払い不可。

補償対象は、公務災害認定請求に必要な診断書(原則1通)であり、病气休暇取得のため所属に提出する診断書等は対象となりません。

診断書料は？

認定時本人に1枚送付しており、コピーしてご利用ください。
原則、1月1枚での請求です。
(ただし、第1回目は認定までの分をまとめて請求。)

療養補償請求書ダウンロード
<http://www.pref.nara.jp/11914.htm>

療養補償請求書とは？